

人事行政運営の 公平性と透明性を高めるために

職員の給与などの状況を公表します

市では、地方公務員法の改正に伴い、今年6月に「狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しました。この条例は、市民の皆さんに人事行政の運営などをお知らせすることで、公平性や透明性を高めることを目的としています。これまで、職員の給与や職員数を毎年12月に公表してきましたが、今年から勤務時間、サービスなどを加えた人事行政の状況を広報さやまや市の公式ホームページなどでお知らせします。

職員の給与の状況

●人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H17.3.31現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	15年度の 人件費率
平成16年度	158,945人	426億9,499万4千円	18億7,194万4千円	110億590万2千円	25.8%	25.3%

実質収支は歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額、人件費率は歳出額に占める人件費の割合です

●職員給与費(一般会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
平成17年度	1,179人	50億6,361万8千円	13億131万7千円	22億2,442万5千円	85億8,936万円	728万5千円

職員手当には、退職手当を含みません。給与費は、当初予算に計上された額です

●ラスパイレース指数

平成11年度	102.0
平成16年度	97.5

ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です

●職員の平均年齢・給料月額 (平成17年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
44.9歳	377,246円	49.8歳	359,295円

●職員の初任給

(平成17年4月1日現在)

区分		狭山市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	177,400円	190,200円	170,700円	184,400円
	高校卒	148,500円	164,100円	138,800円	148,500円

●職員の経験年数・学歴別平均給料月額

(平成17年4月1日現在)

区分		経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	267,188円	316,809円	371,806円
	高校卒	233,433円	289,600円	333,400円

経験年数は、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合、採用後の年数です

職員の給与などを公表 その1

●一般行政職の級別職員数

(平成17年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	課長	次長 参事	部長	-
職員数	8人	36人	194人	211人	113人	82人	16人	10人	670人
構成比	1.2%	5.4%	28.9%	31.5%	16.9%	12.2%	2.4%	1.5%	100.0%

- 1 職員数は、狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です
- 2 税務職、福祉職、教育公務員、消防職、技能労務職および企業職は除かれています
- 3 標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です

●職員手当(1)

(平成17年4月1日現在)

区分	内容	平成16年度	
		年間支給総額	一人当たり支給年額
調整手当	給料、扶養手当および管理職手当の総額の9% 平成17年7月1日から8%	4億9,979万1千円	428,270円
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険などの業務に従事する職員に対して支給 税務事務手当、社会福祉業務手当ほか15種類	1,683万円	13,967円
扶養手当	配偶者13,500円 配偶者以外2人まで6,000円 配偶者以外3人めから5,000円 満16歳の年度始めから 22歳の年度末までの子 に5,000円加算	1億6,585万5千円	253,601円
住居手当	借家等居住者・・・家賃に応じて支給(最高27,000円) 持ち家居住者・・・5,000円	7,247万8千円	106,273円
通勤手当	電車等利用者・・・運賃相当額(最高55,000円) 車等利用者・・・通勤距離に応じた額(2,000円～22,900円)	7,169万6千円	75,232円
管理職手当	給料の7%～15% 平成16年1月1日～平成18年3月31日までの間削減措置あり (削減割合1%～3%)	1億2,839万3千円	429,408円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)	3億660万2千円	335,818円

●職員手当(2)

期末手当 勤勉手当	1人当たり平均支給額(平成16年度) 1,852千円
	平成16年度支給割合 期末手当 勤勉手当 3.0月分 1.4月分 (1.6)月分 (0.7)月分 職制上の段階、職務の級などによる 加算措置(5%～20%)があります
退職手当	(平成17年4月1日現在)
	自己都合 勤続20年 21.00月分 27.30月分
	勤続25年 33.75月分 42.12月分
	勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分

支給割合は国と同じです。また、()内は、再任用職員に係る支給割合です

狭山市の支給率は埼玉県市町村職員退職手当組合の支給条例に基づくもので、平成17年4月1日現在、国と同じです

市長などの給料の削減措置

平成16年1月1日から17年3月31日までの間、市長10%、助役4%、収入役4%、教育長4%の給料を削減し、17年4月1日から19年3月31日までの間、市長12%、助役9%、収入役8%、教育長8%の給料を削減しています。

管理職手当の削減措置

平成16年1月1日から18年3月31日までの間、部長職3%(15% 12%)、次長職2%(12% 10%)、課長職1%(10% 9%)の管理職手当を削減しています。

●特別職の報酬など

(平成17年4月1日現在)

区分	給料月額など
給料	市長 853,600円
	助役 741,650円
	収入役・教育長 690,000円
報酬	議長 510,000円
	副議長 460,000円
	常任委員長・ 議会運営委員長 450,000円
	議員 440,000円

市長をはじめとする特別職4役の給料は上記の額に減額して支給しています

区分	手当の支給内容など
期末手当 (平成16年度)	市長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員 年間4.4月分
退職手当	(算定方式) 市長 給料月額(円)×在職月数×0.4375 助役 給料月額(円)×在職月数×0.2625 収入役・教育長 給料月額(円)×在職月数×0.25